



第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年3月23日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティカンファレンスセンター
sola city Hall（ソラシティホール）

議案

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

株式会社エナリス

株主各位

証券コード 6079

平成30年3月7日

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1
御茶ノ水ファーストビル

株式会社エナリス

代表取締役社長 **小林 昌宏**

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月22日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年 3 月23日（金曜日）午前10時 (開催時刻が前回と異なりますので、お間違いないようご注意ください)
2 場 所	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 御茶ノ水ソラシティ 2 階 ソラシティカンファレンスセンター sola city Hall（ソラシティホール）
3 目的事項	報告事項 1. 第14期（平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第 1 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件 第 2 号議案 剰余金の処分の件 第 3 号議案 取締役 6 名選任の件 第 4 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき当社ホームページ（http://www.eneres.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。 従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ホームページに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

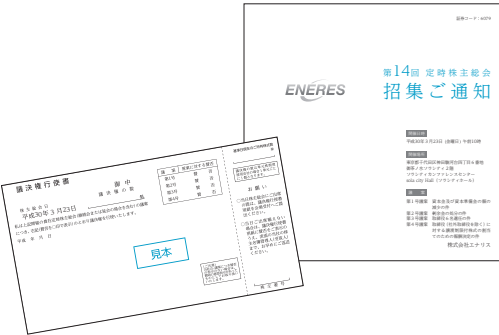
株主総会における議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に 当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。



株主総会開催日時

平成30年 3月23日(金)
午前10時

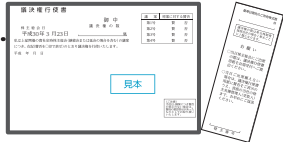
株主総会に 当日ご出席いただけない方

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、**以下のように取り取ってご返送**ください。



郵送

こちらを切り取って
ご返送ください。



行使期限

平成30年 3月22日(木)
午後5時到着分まで

ご注意

行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。
郵送の場合は、お早めにご投函ください。

株主総会参考書類

第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金を増加させることにより、次の第2号議案に係る繰越欠損を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当等の株主還元策を実施できる体制を確立するとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保したいと存じます。

① 減少する資本金の額及び資本準備金の額

資本金の額3,571,537,000円のうち751,533,610円

資本準備金の額4,536,679,050円の全額

② 増加するその他資本剰余金の額5,288,212,660円

③ 効力発生日

平成30年5月1日

第2号議案

剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少させてその他利益剰余金を増加させ、欠損填補に充当したいと存じます。減少する剰余金の項目及び金額、増加する剰余金の項目及び金額は次のとおりです。なお、本議案は第1号議案を原案どおり承認可決いただき、その効力が発生することを条件といたします。

- ① 減少する剰余金の項目及び金額
その他資本剰余金 5,337,482,660円
- ② 増加する剰余金の項目及び金額
その他利益剰余金 5,337,482,660円

第3号議案

取締役6名選任の件

現取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当	属 性
1	こ ばやし まさ ひろ 小林 昌宏	代表取締役社長	再 任
2	い ま い た か し 今井 隆志	取締役	再 任
3	い む ら ま さ る 井村 勝	取締役	再 任
4	あ さ い み つ る 浅井 満	取締役	再 任 社 外 独 立
5	お か の み の る 岡野 稔	取締役	再 任 社 外 独 立
6	あ だ ち よ し ひ ろ 足立 芳寛	取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任候補者



こ ばやし まさ ひろ
小林 昌宏

生年月日 昭和38年2月27日生
所有する当社株式の数 一株
当期における取締役会 22回中22回
出席状況 (100%)

略歴、地位及び担当

昭和62年4月 東京通信ネットワーク株式会社入社
平成16年6月 株式会社パワードコム 常務執行役員
平成20年4月 KDDI株式会社 ソリューション商品企画本部長
平成22年8月 日本ネットワークイネイブラー株式会社 代表取締役社長兼務（～平成28年6月）
平成25年4月 KDDI株式会社 理事 商品統括本部 プロダクト企画本部長
平成28年4月 同社 理事（現任）商品・CS統括本部 副統括本部長
平成28年10月 当社 代表取締役（現任）
株式会社エナリスパワー 代表取締役（現任）
平成28年11月 日本エネルギー建設株式会社 代表取締役（現任）
エナリスDEバイオガスプラント株式会社 代表取締役（現任）
株式会社エナリス・パワー・マーケティング 取締役（現任）
平成29年7月 株式会社S-CORE 取締役（現任）

重要な兼職の状況

KDDI株式会社 理事
日本エネルギー建設株式会社 代表取締役
株式会社エナリスパワー 代表取締役
エナリスDEバイオガスプラント株式会社 代表取締役
株式会社エナリス・パワー・マーケティング 取締役
株式会社S-CORE 取締役

■ 取締役候補者とした理由

平成28年10月から当社の代表取締役として経営を担い、当社の継続的な成長に向けて取り組んでまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

（注）小林昌宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任候補者



いま い たか し
今 井 隆 志

生年月日 昭和31年6月11日生
 所有する当社株式の数 40,000株
 当期における取締役会 22回中22回
 出席状況 (100%)

略歴、地位及び担当

昭和55年4月 信州精機株式会社 入社
 昭和56年8月 株式会社三菱総合研究所 入所
 昭和63年10月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド日本支社 ディレクター
 平成9年1月 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッドアジア豪州本部 ヴァイスプレジデント
 平成10年11月 アメリカン・エクスプレス・フィナンシャル・アドバイザーズ証券会社 ヴァイスプレジデント
 平成12年11月 エース損害保険株式会社 取締役
 平成14年10月 同社 代表取締役社長兼CEO
 平成24年6月 株式会社クラッセ 代表取締役
 平成27年3月 当社 社外取締役
 平成27年7月 SBI生命保険株式会社 社外監査役（現任）
 平成28年3月 当社 取締役（現任）
 平成28年11月 株式会社エナリス・パワー・マーケティング 代表取締役（現任）
 株式会社S-CORE 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社エナリス・パワー・マーケティング 代表取締役
 株式会社S-CORE 代表取締役
 SBI生命保険株式会社 社外監査役

■ 取締役候補者とした理由

平成28年3月から法人需要家向けサービス等の事業部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

（注）今井隆志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任候補者



いむら まさる
井村 勝

生年月日 昭和42年3月11日生
所有する当社株式の数 一株
当期における取締役会出席状況 22回中22回
(100%)

略歴、地位及び担当

平成2年4月	国際電信電話株式会社	入社
平成13年7月	KMN株式会社	出向
平成14年10月	同社	経営管理本部 経営企画部長
平成16年4月	同社	名古屋事業部長
平成18年4月	同社	取締役 名古屋事業部長
平成23年4月	同社	代表取締役社長
平成23年6月	株式会社コミュニティネットワークセンター	取締役
平成25年4月	KDDI株式会社	メディア・CATV推進本部 事業企画部長
平成28年10月	当社	取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

平成28年10月から当社の財務経理、法務内部統制等の管理部門を統括する取締役として経営を担ってまいりました。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

（注）井村勝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者



あさ い みつる
浅井 満

生年月日 昭和26年7月14日生

所有する当社株式の数 一株

当期における取締役会 22回中20回

出席状況 (約90%)

略歴、地位及び担当

昭和51年4月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 入所
 平成3年2月 センチュリー監査法人 代表社員
 平成7年9月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役社長
 平成11年10月 KPMGマネジメント株式会社 代表取締役社長
 平成12年1月 監査法人太田昭和センチュリー 代表社員
 平成15年7月 あずさ監査法人 代表社員
 平成26年7月 浅井満公認会計士事務所 代表（現任）
 平成27年3月 当社 社外取締役（現任）
 平成27年6月 株式会社アイセイ薬局 社外監査役（現任）
 株式会社弘電社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

浅井満公認会計士事務所 代表
 株式会社アイセイ薬局 社外監査役
 株式会社弘電社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

浅井満氏は、公認会計士として大手監査法人の代表社員を歴任、またコンサルティング会社の経営者として、会計及び内部統制等について豊富な知識と長年にわたる経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。

(注) 1. 浅井満氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、浅井満氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 浅井満氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、浅井満氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5

再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者



おか の みのる
岡 野 稔

生年月日 昭和28年2月7日生
所有する当社株式の数 一株
当期における取締役会 22回中22回
出席状況 (100%)

略歴、地位及び担当

昭和51年4月 野村證券株式会社 入社
平成17年12月 同社 横浜支店 神奈川企業金融統括部長
平成19年12月 みずほ証券株式会社 入社
平成20年6月 同社 エクイティグループ副グループ長
平成22年5月 同社 国内営業部門部門長代理
平成25年2月 オフィス オン・ユア・サイド代表（現任）
平成27年3月 イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役（現任）
当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

オフィス オン・ユア・サイド 代表
イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

岡野稔氏は、証券業界における豊富な知識と長年にわたる経験を、上場会社におけるコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 岡野稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岡野稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 岡野稔氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、岡野稔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者



あ だち よし ひろ
足 立 芳 寛

生年月日 昭和22年4月29日生

所有する当社株式の数 一株

当期における取締役会出席状況 22回中21回
(約95%)

略歴、地位及び担当

昭和45年4月 通商産業省（現経済産業省） 入省
昭和56年5月 外務省 在ベルギー欧州共同体政府代表部 一等書記官
昭和59年5月 生活産業局ファインセラミックス室 室長
平成元年7月 長岡技術科学大学 計画経営系教授 社会システム分析担当
平成3年7月 機械情報産業局通商室 室長
平成8年6月 工業技術院 技術審議官（技術開発担当）
平成10年10月 東京大学工学部客員教授
マテリアル工学科環境システム工学担当
平成22年6月 ダイコク電機株式会社 社外取締役（現任）
平成28年3月 当社 社外取締役（現任）
平成29年3月 一般財団法人金属系材料研究開発センター 監事（現任）

重要な兼職の状況

ダイコク電機株式会社 社外取締役
一般財団法人金属系材料研究開発センター 監事

■ 社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

足立芳寛氏は、経済産業省などでの活動を通じて多くの経験・知見を有しており、この経験を活かして、業務執行に対する一層の監督強化を図っていただくため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 足立芳寛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、足立芳寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏が選任され社外取締役として就任した場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 足立芳寛氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、足立芳寛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年3月21日開催の当社第8回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役は引き続き6名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、5年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社〔及び当社子会社〕の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社〔又は当社子会社〕の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時

点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社〔及び当社子会社〕の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）におけるわが国経済は、米
国新政権の政策動向やアジアでの地政学リスクの拡大など懸念材料を抱える一方、個人消費の緩
やかな持ち直しや企業収益及び雇用情勢の改善等を背景に、緩やかな景気回復基調が続いており
ます。

当社グループの属する電力業界を取り巻く環境におきましては、平成28年4月の電力の小売全
面自由化に伴う小売電気事業者の登録事業者数が450事業者（平成30年1月16日現在）となり、
電力小売事業への参入事業者数が増加しております。

このような環境のもと、当社グループは、平成29年12月期から平成31年12月期までの3年間の
中期経営計画を策定し、昨年3月22日に公表いたしました。

この中期経営計画では、新ビジョン「電力システムの変革に挑み、お客様の想像を超えた、新
しい価値を創造する」を掲げ、その実現に向け、「お客様視点」に立った以下の3つの中期戦略
を進めております。

- ①複合的なお客様ベネフィットの創出とターゲティング戦略による既存ビジネスの拡大
- ②サービスの付加価値化に取組み、顧客基盤を持つパートナーと共に新たな市場を創出
- ③新技術の活用による分散型エネルギー社会に向けた新サービスの創出

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、「電力代理購入サービス」から「エ
ネルギーエージェンツサービス(※)」へのサービス契約切り替え等により53,402,844千円（前期
比14.0%減）と前期に比べ8,703,765千円減少いたしました。

一方、売上総利益は、電源開発における販売用発電所の整理を進めた結果、販売案件がなかっ
たことにより利益が減少したものの、エネルギーエージェンツサービスへのサービス契約切り替
えに伴い全量供給への変更が進んだことや、小売電気事業者向け需給管理サービスにおいて取扱
電力量が増加したこと等を要因として、4,078,026千円（前期比25.3%増）と前期に比べ823,840
千円増加いたしました。

また、システム関連費用や人件費の増加等により、販売費及び一般管理費は前期に比べ352,951
千円増加しましたが、営業利益は1,079,447千円（前期比77.4%増）となり、平成29年12月のコ
ミットメントライン契約締結による手数料等を計上した結果、経常利益は834,217千円（前期比
384.9%増）となりました。

さらに、特別利益として受取補償金219,708千円を計上したこと、法人税等調整額△79,634千円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は925,178千円（前期は999,234千円の損失）となりました。

各事業における概況は以下のとおりです。

（エネルギーマネジメント事業）

ストック型ビジネスであり、電力の調達先を見直すエネルギーエージェントサービスは、サービス契約切り替え等の影響により、前期に比べ売上高は減少いたしました。これは、従来の電力代理購入サービスでは、顧客である需要家への電力供給を当社が一括管理し、需要家と当社の間で電力代理購入契約を結んでおりましたが、スキーム変更後は、電力小売供給契約の主体は小売電気事業者と需要家となり、当社グループから一部を電力小売供給しつつ、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等を取りまとめるエージェントとなったことによるものです。売上高は減少しましたが、契約切り替えのタイミングにおいて、部分供給から全量供給へ変更される需要家数が計画を上回ったことにより、売上高総利益率が前年より改善されております。（なお、スキーム変更の切り替えは全契約で完了しております。）

また、小売電気事業者向け需給管理サービスは、顧客である小売電気事業者の取扱電力量が堅調に増加したことにより売上高は伸長しております。

以上の結果、当連結会計年度のエネルギーマネジメント事業の売上高は、38,399,913千円（前期比22.7%減）となりました。

（パワーマーケティング事業）

電力卸取引は、顧客である需要家の電力ニーズの増加に伴い発電事業者からの調達電力量及び自社グループの発電所の取扱電力量を増加させたことから、前期に比べ売上高、売上原価とも増加しております。

電源開発は、販売用発電所の整理が進んだことにより当連結会計年度には販売案件がなかったことから、売上高は減少しております。

以上の結果、当連結会計年度のパワーマーケティング事業の売上高は、15,002,930千円（前期比20.5%増）となりました。

〔用語解説〕

（※）エネルギーエージェントサービス：部分供給制度を用いて複数の電気事業者から当社グループが需要家に代わって電力を調達する電力代理購入サービスのスキームの見直しを行い、需要家へのメリットを維持しつつ、需要家が小売電気事業者と直接契約するエネルギーエージェントサービスへ平成28年4月よりサービスの名称を変更したものの。

事業区分別の売上高は以下のとおりです。

事業区分	第13期 (平成28年12月期) (前連結会計年度)		第14期 (平成29年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
エネルギーマネジメント事業	千円 49,652,187	% 79.9	千円 38,399,913	% 71.9	千円 △11,252,274	% △22.7
パワーマーケティング事業	12,454,421	20.1	15,002,930	28.1	2,548,509	20.5
合計	62,106,609	100.0	53,402,844	100.0	△8,703,765	△14.0

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は230百万円となりました。主なものは、北茨城バイオディーゼル発電所の工事等に係る投資36百万円、常陸那珂バイオディーゼル発電所の工事等に係る投資33百万円、事業用システム増強等に係るソフトウェア開発投資124百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するとともに、一層の経営基盤の強化を図ることを目的に、当連結会計年度において総額13,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第11期 (平成26年12月期)	第12期 (平成27年12月期)	第13期 (平成28年12月期)	第14期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高(千円)	32,035,918	65,606,744	62,106,609	53,402,844
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△927,968	△1,757,237	172,038	834,217
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△3,083,021	△2,644,300	△999,234	925,178
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△66.89	△54.88	△20.72	19.16
総資産(千円)	23,821,317	21,414,069	20,972,963	25,894,063
純資産(千円)	5,936,082	3,337,929	2,451,105	3,753,115
1株当たり純資産額(円)	115.46	63.40	45.01	71.32

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第11期 (平成26年12月期)	第12期 (平成27年12月期)	第13期 (平成28年12月期)	第14期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高(千円)	30,997,335	65,161,375	51,026,145	13,922,476
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△3,033,761	△2,547,915	△1,240,316	823,878
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△65.82	△52.88	△25.73	17.06
総資産(千円)	23,299,456	20,319,207	18,655,978	21,437,465
純資産(千円)	5,593,496	3,178,494	2,013,868	3,206,746
1株当たり純資産額(円)	116.11	65.95	41.73	65.97

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エナリス・パワー・マーケティング	千円 20,000	% 100.0	電力供給・売買
株式会社エナリスパワー	10,000	100.0	発電事業
NCPバイオガス発電投資事業有限責任組合	350,000	48.5	バイオガス発電事業を行うエナリスDEバイオガスプラント株式会社への株式投資
エナリスDEバイオガスプラント株式会社	217,000	76.7	発電事業
日本エネルギー建設株式会社	63,000	100.0	太陽光発電システムの保守管理業務
株式会社S-CORE	1,000	100.0	電力供給・売買

(注) 出資比率は間接所有を含みます。

③ その他の重要な企業結合の状況

KDDI株式会社は、当社の議決権を30.0%所有しており、当社はKDDI株式会社の持分法適用の関連会社になります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な発展と経営基盤の強化を図るため、以下の事項を今後の事業展開における対処すべき課題として認識し、重点的に取り組んでまいります。

①既存事業の成長・拡大

当社グループの属する電力業界においては、電気事業法改正に伴う平成28年4月の電力の小売全面自由化および平成32年に予定されている発送電分離など、その経営環境は大きな変革期を迎えております。当社グループでは、これら事業環境の変化をチャンスと捉え、お客様視点に立ち、既存事業の成長・拡大に取り組んでまいります。

(エネルギーマネジメント事業)

当社グループの主力サービスであるエネルギーエージェントサービスは、今後も大手電力会社等による競争激化が見込まれます。こうした中、当社グループでは、KDDI株式会社や新たな販売パートナー等との提携によって、販売チャネルを拡大するとともに、コスト競争力のある電源を活かして、事業拡大を図ってまいります。

また、当社の創業ビジネスである、小売電気事業者向け電力需給管理サービスは、市場環境の変化やお客様ニーズに対応した、きめ細やかなサービスを拡充し、事業の発展に努めてまいります。

(パワーマーケティング事業)

電力卸取引においては、これまで積み上げてきた管理電力量の増大に加えて、KDDI株式会社との共同調達の活用等により、競争力のある電源を確保・充実させるとともに、電力卸取引市場の価格変動リスクに対し、最適な電源ポートフォリオを構築することでリスク低減を図りつつ、引き続き、供給の安定化に努めてまいります。

電源開発においては、新規の営業活動は停止しておりますので、残存案件の最終的な整理に向けて注力してまいります。

②新事業/新サービスの創出

当社グループはこれまで、バーチャルパワープラント（VPP）の実証事業や、地域コミュニティにおける地産池消事業など、分散型エネルギー社会に向けた取り組みを行ってまいりましたが、これまで得られたノウハウを活用して、今後も継続して取り組みを拡大し、先進的なサービスで社会に貢献するとともに、当社グループの中核となるよう、次の分野で新事業を創出してまいります。

- ・ I o T、A I、蓄電池制御技術等を活用した高効率なエネルギーマネジメント分野
- ・ ブロックチェーンなど、フィンテックを応用したエネルギー取引分野

③リスク管理体制の強化

当社は平成28年9月に経営管理体制およびコンプライアンス体制強化の取り組みが認められ、特設注意市場銘柄指定解除となっておりますが、今後の事業拡大のためにはコンプライアンスリスクのみならずリスク全般の管理体制の強化が重要と考えております。

そのため、電力取引市場の価格高騰や自然災害などの外部リスク及び情報漏えいや事務手続きの事故などの内部リスクを網羅的に管理し、事業発展を支えるリスク管理体制の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、「エネルギー情報業」という単一の事業を行っており、発電から消費に至るまでの電力が流通するプロセスにおいて遍在し非効率化しているエネルギー情報を管理・提供することで、これまでエネルギーを自由に取引できなかった電力需要家（電力のユーザー）が最適な電源選択をすることを可能とし、また効率的なエネルギー利用を促進する各種サービスを提供しております。

また、当社グループはこの単一の事業を、小売電気事業者向け電力需給管理サービス及び需要家向けエネルギーマネジメントサービスを主たるサービスとした「エネルギーマネジメント事業」と、電力卸取引及び電源開発からなる「パワーマーケティング事業」の2つのサービスに区分しております。

サービス区分	主なサービス内容
エネルギー マネジメント事業	① 小売電気事業者向け電力需給管理サービス 小売電気事業者の設立支援や需要予測、電力調達予定量の事前申告、同時同量範囲逸脱時のバックアップ処理、一般送配電事業者への各種連絡、報告、常時監視、緊急時の対応など、小売電気事業者に義務付けられている業務を24時間365日代行する電力需給管理を行うサービス。 ② 需要家向けエネルギーマネジメントサービス ・エネルギーエージェントサービス：需要家の使用する電力料金の削減に向けて、需要家に代わって小売電気事業者との料金交渉を行ったり、料金請求等の事務手続きをとりまとめて行うエージェントサービス。 ・「FALCON SYSTEM」販売：企業向けのビルの使用電力の監視や機器の制御を可能とするシステム「FALCON SYSTEM」の販売。
パワーマーケティング事業	① 電力卸取引 電力をはじめとしたエネルギー商品の売買及び仲介、電力取引代行。 ② 電源開発 太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーに関する設備の企画・設計・施工・建設、発電事業、コンサルティング。なお、太陽光発電所における、新規の発電所の開発は停止し、現在仕掛中の案件を販売することに注力しております。

(6) 主要な拠点（平成29年12月31日現在）

本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1御茶ノ水ファーストビル
関西支店	大阪府大阪市中央区道修町三丁目3番11号旭光道修町ビル8階

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギーマネジメント事業	69 (36)名	2名増 (9名増)
パワーマーケティング事業	24 (12)	3名増 (3名増)
全社（共通）	65 (36)	1名増 (14名増)
合計	158 (84)	6名増 (26名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に平成29年12月31日現在を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148 (81) 名	6名増 (26名増)	39.0歳	3年7か月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に平成29年12月31日現在を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,778,880千円
株式会社みずほ銀行	4,570,763
昭和リース株式会社	204,166
株式会社商工組合中央金庫	18,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	100,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式を含む)	48,418,545株
③ 株主数	14,710名
④ 大株主	

株主名	持株数	持株比率
KDD I 株式会社	14,501千株	30.02%
池田 元英	4,574	9.47
池田 奈月	4,574	9.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC)	785	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	761	1.57
渡部 健	360	0.74
大和証券株式会社	275	0.57
株式会社SBI証券	254	0.52
楽天証券株式会社	187	0.38
日本証券金融株式会社	155	0.32

(注) 持株比率は自己株式（123,217株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		平成29年6月28日
新株予約権の数		2,956個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 295,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,700円 (1株当たり507円)
権利行使期間		平成31年7月22日から 平成34年7月21日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,956個
		目的となる株式数 295,600株
		交付者数 134人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 1個
		目的となる株式数 1株
		交付者数 1人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
2. その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 昌 宏	KDDI株式会社 理事 日本エネルギー建設株式会社 代表取締役 株式会社エナリスパワー 代表取締役 エナリスDEバイオガスプラント株式会社 代表取締役 株式会社エナリス・パワー・マーケティング 取締役 株式会社S-CORE 取締役
取締役	今 井 隆 志	株式会社エナリス・パワー・マーケティング 代表取締役 株式会社S-CORE 代表取締役 SBI生命保険株式会社 社外監査役
取締役	井 村 勝	—
取締役	浅 井 満	浅井満公認会計士事務所 代表 株式会社アイセイ薬局 社外監査役 株式会社弘電社 社外監査役
取締役	岡 野 稔	オフィス オン・ユア・サイド 代表 イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役
取締役	足 立 芳 寛	ダイコク電機株式会社 社外取締役 一般財団法人金属系材料研究開発センター 監事
常勤監査役	桑 原 利 郎	日本エネルギー建設株式会社 監査役 株式会社エナリスパワー 監査役 エナリスDEバイオガスプラント株式会社 監査役 株式会社エナリス・パワー・マーケティング 監査役 株式会社S-CORE 監査役
監査役	紙 野 愛 健	紙野公認会計士事務所 代表 青山アクセス税理士法人 代表社員 株式会社No. 1 社外監査役 株式会社エネルギープロダクト 社外監査役
監査役	藤 原 総一郎	森・濱田松本法律事務所 パートナー 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外取締役

- (注) 1. 取締役浅井満氏、岡野稔氏及び足立芳寛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役紙野愛健氏及び藤原総一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、浅井満氏、岡野稔氏、足立芳寛氏及び紙野愛健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役紙野愛健氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤原総一郎氏は弁護士として、企業法務に関する専門的な見識を有するものであります。

② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	93,983千円 (18,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	25,880千円 (13,000千円)
合計 (うち社外役員)	14名 (5名)	119,863千円 (31,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年3月21日開催の第8回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、平成25年3月18日開催の第9回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として5,000個分の公正な評価額以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年3月21日開催の第8回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役浅井満氏は、浅井満公認会計士事務所代表であり、株式会社アイセイ薬局、株式会社弘電社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役岡野稔氏は、オフィス オン・ユア・サイド代表、イノベティブ・メソッド株式会社代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役足立芳寛氏は、ダイコク電機株式会社社外取締役、一般財団法人金属系材料研究開発センター監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役紙野愛健氏は、紙野公認会計士事務所代表、青山アクセス税理士法人代表社員であり、株式会社エネルギープロダクト、株式会社N o. 1 社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役藤原総一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナーであり、株式会社ワークスアプリケーションズ社外取締役であります。当社と株式会社ワークスアプリケーションズとの間には特別の関係はありません。当社は同法律事務所所属の弁護士に業務委託する等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 浅 井 満	当事業年度に開催した取締役会22回のうち20回に出席いたしました。公認会計士、コンサルティング会社の経営者としての会計及び内部統制等の経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 岡 野 稔	当事業年度に開催した取締役会22回の全てに出席いたしました。証券業界における経験から培ったコーポレート・ガバナンスの知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 足 立 芳 寛	当事業年度に開催した取締役会22回のうち21回に出席いたしました。経済産業省での活動、大学の客員教授としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 紙 野 愛 健	当事業年度に開催した取締役会22回のうち20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 藤 原 総一郎	当事業年度に開催した取締役会22回のうち17回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるNCPバイオガス発電投資事業有限責任組合は、PwC京都監査法人と監査契約を締結しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

平成29年度におきましては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、研修教育を継続することにより、全社員へのコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。また、リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス委員会の担ってきた役割はリスク管理委員会の中で果たすこととし、コンプライアンスリスクのみならず、リスク全般の管理・低減に努めてまいりました。

以上のことから、平成29年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

以下は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要です。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループは、倫理規程及びコンプライアンス管理規程に基づき、法令及び定款、社内規程のほか、法令の趣旨及び精神を尊重することを経営の基本方針として実践しています。
- ロ. コンプライアンスリスクの低減を図るため、リスク管理委員会において、全社的な運用状況と問題点の把握に努め、企業倫理を遵守するための体制を整備し、周知・徹底を図ることで違反行為を未然に防止します。また、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を全役職員に実施し周知徹底を図っています。
- ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を反社会的勢力対策規程において定め、さらに、弁護士や警察と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。
- ニ. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
- ホ. 当社グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査を行っています。
- ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、内部通報規程に基づく内部通報制度を設けています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切に保存並びに管理を行っています。
- ロ. 情報セキュリティ基本方針に基づいて情報資産を適切に管理しています。また、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役職員に対し周知・徹底を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理担当役員並びにリスク管理担当部署を配置し、リスクマネジメント体制を整備しています。
- ロ. リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、情報開示規程及び適時開示実施要領に基づき、重要情報の基準及び開示基準を定めています。
- ハ. リスク管理委員会は、当社のコンプライアンス及びリスク管理への取り組みや進捗状況等を適宜、取締役会に報告を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
- ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催します。
- ハ. 当社の経営目標を中期経営計画として定め、同計画を踏まえ、毎事業年度の予算編成や事業計画を展開・具体化します。毎事業年度の計画目標の達成に向けては、取締役会においてその執行及び課題の進捗状況を把握しています。
- ニ. 取締役会規程、執行役員規程、業務分掌規程、子会社管理規程、決裁権限基準を設け、各業務の執行にあたる役員の権限の範囲、責任所在の明確化を図ることで、意思決定の迅速性及び効率性を確保しています。

- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 予算管理規程、子会社管理規程等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されています。
 - ロ. 子会社は、当社との定期的な会議等を通して、当社への報告を行います。また、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、当社の取締役及び監査役に報告しています。
 - ハ. 取締役会は、関係会社の業務執行に対する監督機能の強化のため、関係会社担当取締役による月次業績等の業務執行状況報告を義務付けます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役がその職務を専任して補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、取締役会は監査役会と協議し、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフ等を置くこととします。
 - ロ. 監査役の職務を補助するスタッフが置かれる場合、当該スタッフは監査役の指揮命令のもとに職務を行うものとし、取締役からの独立性を確保します。また当該スタッフの人事異動、人事評価並びに懲戒処分などについては、監査役の同意を得ることとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由とし、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、グループの経営状態、業務執行の意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
 - ロ. 監査役に対しては、内部監査室より、内部監査にかかわる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

- ハ. 監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、あらかじめ取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、取締役等から適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
- ニ. 内部通報規程に基づき、報告相談窓口である通報窓口で報告した者への報復行為を禁じ、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備しています。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行に必要と認められる費用の支出及び監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしています。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとしします。
- ロ. 代表取締役社長及び取締役は、監査役と定期的に会合をもち、状況報告及び意見交換を行います。
- ハ. 当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合をもち、意見交換・情報交換を行います。
- ニ. 当社の監査役は、経営に関する各種会議に出席し、各種会議の議事録や社内文書の閲覧が自由にできるように配慮いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第14期 平成29年12月31日現在
資産の部	
流動資産	18,168,412
現金及び預金	4,397,699
売掛金	4,441,730
営業未収入金	2,534,506
商品	8,785
仕掛品	135,440
原材料及び貯蔵品	108,693
繰延税金資産	203,895
未収入金	5,019,660
その他	1,318,002
固定資産	7,725,650
有形固定資産	5,510,925
建物及び構築物	488,659
機械装置	3,061,960
土地	1,027,771
リース資産	882,946
その他	49,588
無形固定資産	1,028,048
のれん	267,707
ソフトウェア	517,508
ソフトウェア仮勘定	124,165
その他	118,667
投資その他の資産	1,186,677
投資有価証券	971,858
長期貸付金	11,899
その他	202,918
資産合計	25,894,063

科目	第14期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	20,190,720
買掛金	4,962,315
短期借入金	8,649,643
1年内返済予定の長期借入金	138,399
リース債務	159,844
未払法人税等	150,470
未払金	4,658,762
預り金	1,235,169
その他	236,114
固定負債	1,950,228
長期借入金	784,166
リース債務	458,594
長期未払金	395,400
特別修繕引当金	45,236
資産除去債務	10,230
繰延税金負債	256,601
負債合計	22,140,948
純資産の部	
株主資本	3,049,963
資本金	3,571,537
資本剰余金	4,585,949
利益剰余金	△5,071,771
自己株式	△35,750
その他の包括利益累計額	394,659
その他有価証券評価差額金	394,659
新株予約権	20,750
非支配株主持分	287,741
純資産合計	3,753,115
負債及び純資産合計	25,894,063

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第14期 平成29年 1 月 1 日から 平成29年12月31日まで
売上高	53,402,844
売上原価	49,324,818
売上総利益	4,078,026
販売費及び一般管理費	2,998,578
営業利益	1,079,447
営業外収益	50,636
受取利息	468
受取配当金	15,528
補助金収入	16,443
受取保険金	8,120
その他	10,077
営業外費用	295,867
支払利息	189,740
支払手数料	103,805
その他	2,321
経常利益	834,217
特別利益	246,092
受取補償金	219,708
工事負担金等受入額	25,062
その他	1,321
特別損失	62,334
投資有価証券評価損	1,857
関係会社株式売却損	1,486
固定資産売却損	3,097
固定資産除却損	12,731
減損損失	32,704
その他	10,456
税金等調整前当期純利益	1,017,975
法人税、住民税及び事業税	163,251
法人税等調整額	△79,634
当期純利益	934,358
非支配株主に帰属する当期純利益	9,180
親会社株主に帰属する当期純利益	925,178

連結株主資本等変動計算書 (平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,566,792	4,581,204	△5,995,421	△35,750	2,116,823
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	4,745	4,745			9,490
親会社株主に帰属する当期純利益			925,178		925,178
持分法の適用範囲の変動			△1,528		△1,528
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	4,745	4,745	923,650	—	933,140
当連結会計年度末残高	3,571,537	4,585,949	△5,071,771	△35,750	3,049,963

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	そ の 他 利 益 累 計 額			
当連結会計年度期首残高	55,900	△297	55,602	—	278,679	2,451,105
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行			—			9,490
親会社株主に帰属する当期純利益			—			925,178
持分法の適用範囲の変動			—			△1,528
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	338,758	297	339,056	20,750	9,061	368,868
当連結会計年度変動額合計	338,758	297	339,056	20,750	9,061	1,302,009
当連結会計年度末残高	394,659	—	394,659	20,750	287,741	3,753,115

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第14期 平成29年12月31日現在
資産の部	
流動資産	14,761,723
現金及び預金	2,330,518
売掛金	1,611,920
仕掛品	135,440
原材料及び貯蔵品	47,172
前渡金	7,190
前払費用	71,006
未収入金	6,384,058
関係会社短期貸付金	2,858,400
繰延税金資産	189,819
その他	1,126,195
固定資産	6,675,742
有形固定資産	1,559,742
建物	106,450
機械装置	187,698
工具器具備品	43,371
土地	339,275
リース資産	882,946
無形固定資産	907,580
のれん	267,707
ソフトウェア	515,708
ソフトウェア仮勘定	124,165
投資その他の資産	4,208,419
投資有価証券	971,858
関係会社株式	32,900
出資金	10
関係会社出資金	165,372
敷金	190,008
長期貸付金	11,899
関係会社長期貸付金	3,367,369
その他	1,000
貸倒引当金	△532,000
資産合計	21,437,465

科目	第14期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	16,945,769
買掛金	1,201,288
短期借入金	8,649,643
1年内返済予定の長期借入金	88,400
リース債務	159,844
未払金	1,054,922
未払費用	30,429
未払法人税等	105,126
前受金	10,699
預り金	5,523,425
その他	121,988
固定負債	1,284,949
長期借入金	630,000
リース債務	458,594
特別修繕引当金	30,000
資産除去債務	10,230
繰延税金負債	156,125
負債合計	18,230,718
純資産の部	
株主資本	2,791,336
資本金	3,571,537
資本剰余金	4,585,949
資本準備金	4,536,679
その他資本剰余金	49,270
利益剰余金	△5,330,398
利益準備金	360
その他利益剰余金	△5,330,758
特別償却準備金	6,724
繰越利益剰余金	△5,337,482
自己株式	△35,750
評価・換算差額等	394,659
その他有価証券評価差額金	394,659
新株予約権	20,750
純資産合計	3,206,746
負債及び純資産合計	21,437,465

損益計算書

(単位：千円)

科目	第14期 平成29年 1 月 1 日から 平成29年12月31日まで
売上高	13,922,476
売上原価	10,431,436
売上総利益	3,491,039
販売費及び一般管理費	2,769,764
営業利益	721,275
営業外収益	176,457
受取利息	131,193
受取配当金	15,528
その他	29,736
営業外費用	318,702
支払利息	178,111
支払手数料	103,805
貸倒引当金繰入額	36,000
その他	785
経常利益	579,031
特別利益	246,092
受取補償金	219,708
補修工事負担金	25,062
その他	1,321
特別損失	40,598
固定資産除却損	12,684
減損損失	23,820
投資有価証券評価損	1,857
その他	2,236
税引前当期純利益	784,525
法人税、住民税及び事業税	100,744
法人税等調整額	△140,098
当期純利益	823,878

株主資本等変動計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3,566,792	4,531,934	49,270	4,581,204	360	17,445	△6,172,082	△6,154,277
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	4,745	4,745		4,745				－
特別償却準備金の取崩				－		△10,720	10,720	－
当 期 純 利 益				－			823,878	823,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－				－
当 期 変 動 額 合 計	4,745	4,745	－	4,745	－	△10,720	834,599	823,878
当 期 末 残 高	3,571,537	4,536,679	49,270	4,585,949	360	6,724	△5,337,482	△5,330,398

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当 期 首 残 高	△35,750	1,957,967	55,900	－	2,013,868
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		9,490			9,490
特別償却準備金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		823,878			823,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	338,758	20,750	359,509
当 期 変 動 額 合 計	－	833,368	338,758	20,750	1,192,878
当 期 末 残 高	△35,750	2,791,336	394,659	20,750	3,206,746

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

株式会社エナリス
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齋 藤 勝 彦 ①
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 崎 亮 一 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エナリスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エナリス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

株式会社エナリス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齋藤勝彦 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 岩崎亮一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エナリスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月28日

株式会社エナリス 監査役会

常勤監査役 桑 原 利 郎 ㊞

社外監査役 紙 野 愛 健 ㊞

社外監査役 藤 原 総 一 郎 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場	御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティカンファレンスセンター sola city Hall (ソラシティホール) 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 TEL (03) 6206-4855		
交通	J R	A 御茶ノ水駅	聖橋口より 徒歩約1分
	東京メトロ	B 千代田線：新御茶ノ水駅	B2出口直結
	東京メトロ	C 丸ノ内線：御茶ノ水駅	出口1より 徒歩約4分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。